

応援協定 九州地方整備局と災害時応援協定を締結

総務課 交通防災係 ☎(232)2111

九州地方整備局と「大規模災害時の応援に関する協定」を結び、万が一の大規模災害に備えます。

菊池地域の合志市、大津町、菊陽町と阿蘇地域の阿蘇市、高森町、小国町、南小国町、西原村、南阿蘇村、産山村の2市5町3村は8月4日、阿蘇市役所で九州地方整備局とそれぞれ「大規模災害時の応援に関する協定」を締結しました。

本協定は、大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の応援に関する内容などを定め、被害の拡大や二次災害の防止を目的としています。災害時における応援の内容、被災状況の連絡および現地情報連絡員の派遣、応援の実施、平常時の連絡などについて規定しています。

これにより、災害時の支援を整備局へ要請する場合の相手先や、様式、具体的な内容についても明文化されるため、迅速な応援要請や緊急時の対応が可能になる効果が期待されます。

また、支援の主旨、方法や役割分担などについて、平常時から共通認識を持つことで、相互の連携・支援がより円滑に進むことも期待されます。



▲協定締結後に握手を交わす中富副町長と熊本国道河川事務所長

支援 災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)

福祉課 福祉係 ☎(232)4913
介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

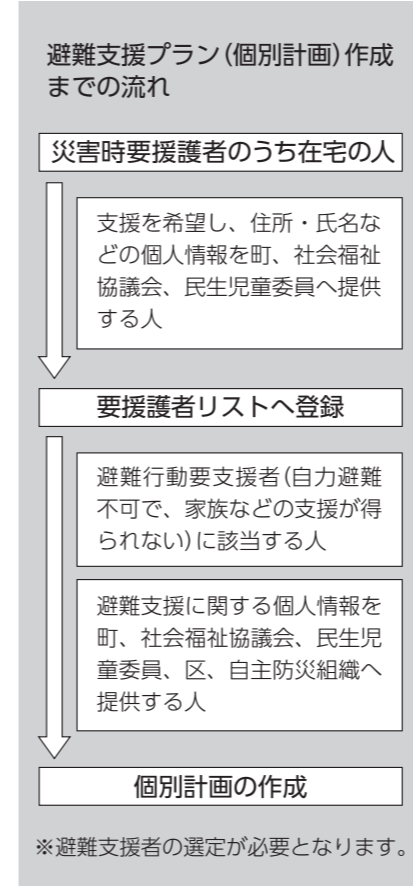
突然やってくる災害に備え作成します。「災害時要援護者」を支援するための仕組みづくりを進めています。

災害時には、消防をはじめとする行政機関がさまざまな公的支援を行います。行政機関だけでは限界があります。町では、災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの支援を要する「災害時要援護者」に対する避難支援の方法などを定めた「避難支援プラン(個別計画)」を平常時に作成しておき、町と地域が一体となってこれらの人々を支援する仕組みづくりを進めています。

災害時要援護者とは
災害時に、自らを守るため安全な場所に避難するのに支援を要する人です。具体的には、次に掲げる人が対象となります。

1 65歳以上の一人暮らし高齢者
2 75歳以上の高齢者で構成される世帯の人
3 介護保険法に規定する「要介護3以上」の認定を受けている人
4 認知症高齢者
5 身体障がい者
6 知的障がい者(療育手帳A・B)
7 精神障がい者(1・2級)
8 内部障がい者(心臓・腎臓・呼吸器機能障害)
9 難病患者など
10 その他本人が希望し、町が要援護者と認める人

※1・2の高齢者宅には、9月から民生児童委員が訪問されます。



子ども議会 菊陽町子ども議会を開催しました

学務課 ☎(232)4918
議会事務局 ☎(232)4919

第1回子ども議会を開催し、さまざまな質問・意見が寄せられました。

8月9日に菊陽町議会議場で、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校から選出された生徒13人が議員となり、子ども議会を開催しました。

開催の目的は、未来を担う子どもたちが、菊陽町の将来のことや疑問に思うことなどを、実際に議会議場で町長などに質問したり、提案することを通じて、町政や議会の仕組みを理解してもらうことで、まちづくりの主体としての意識を高める契機とするものです。

一般質問

	質問者	質問事項
菊陽中学校	田川 拓実さん	教育について
	岸間 紅樹さん	産業について
	酒井 友裕さん	エネルギー問題について
武蔵ヶ丘中学校	小竹 裕文さん	医療・福祉について
	只隈 鈴乃さん	交通について
	松木 賢斗さん	危機管理について
	荒木 紗依さん	市町村合併について
	若杉早哉佳さん	公共施設について



▲質問や提案をする子ども議員

議会では、実際に行われている議会と同様に進められました。まず、議長に武蔵ヶ丘中学校生徒会長の亀川達哉さんを選出し、そして、両中学校の生徒会が中心となってとりまとめた生徒たちからの疑問や提案について、代表となった生徒(議員)が一般質問を行い、その質問に対して町長、教育長などが答弁を行いました。

詳細は、来月の広報きくように掲載しますのでご覧ください。

消費生活 出会い系メールに注意を

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112
熊本県消費生活センター ☎(383)0999

出会い系サイトなどを通じて芸能人や大金をくれるという人とメールのやりとりをしていますが、「サクラ」と共謀した出会い系サイトにだまされている可能性があります。

相談事例

携帯電話の無料ゲームサイトでメル友を募集し、何人かとメールをしていた。ある日、芸能事務所のマネージャーを名乗る人から「ある男性タレントの悩みを聞いてほしい」と出会い系サイトへ導くメールが来た。その出会い系サイトは一定期間無料でメールの送受信ができるため、無料期間だけ利用しようと思いメールを始めた。

無料期間終了前にそのマネージャーから「有料分の利用料金は負担するのでメールを続けてほしい。後日会ったときに返金する」とメールが来たため、その言葉を信じ、利用料金をクレジットカードで支払いメールのやりとりを続けた。

数カ月間にわたり、約200万円を支払ったが、メール相手と全く会えない。ネットで調べてみると、同様の手口でだまされた被害者がいることが分かり、慌ててサイトの利用を止めた。今までに支払った代金を取り戻したい。

アドバイス

サイト運営業者は「メールの内容に責任を負わない」など、免責事項を利用規約に掲げていることが多いです。やり取りした相手がいわゆる「サクラ」だったとしてもその立証は難しく、支払った代金の取り戻しや、クレジットカード代行決済業者との交渉は容易ではありません。

被害に気づいたら、やり取りしたメール、電子マネーを購入したときのレシートや領収書は保管して証拠を残しましょう。

また、次のことに気をつけて被害に遭わないようにしましょう。①有料サイトの契約はクーリング・オフできないので利用規約を確認する②無料と書いてあっても、登録料や情報料が別途かかる可能性がある③よく確認する④インターネットは匿名性が高く、誰でも芸能人になります⑤見知らぬ他人が利用料金を立て替えた、大金を提供してくれることはありません。